

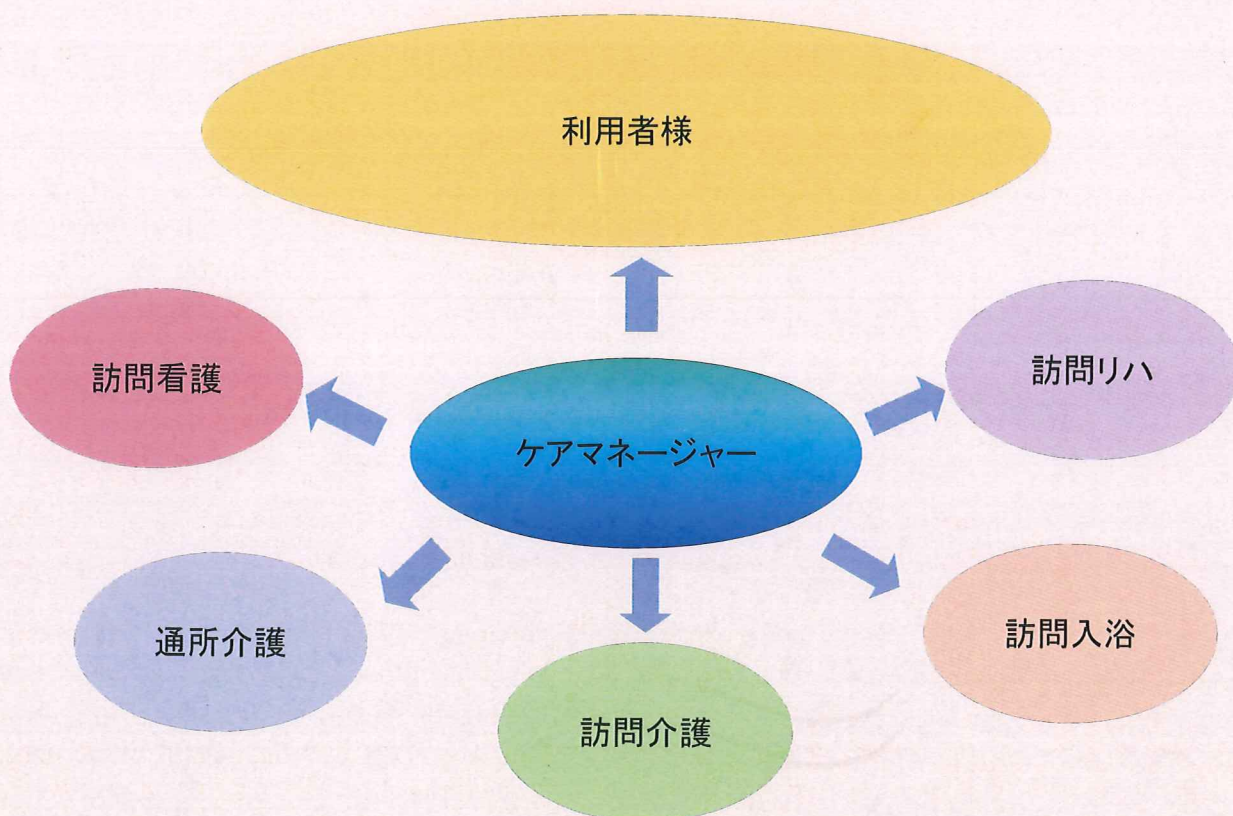
医療と介護の連携セミナー

訪問介護と医療連携について

平成26年2月16日

サンキ・ウエルビー介護センター 徳山

平岡 弘子



訪問介護

- 生活援助＝買い物・掃除・調理など
- 身体介護＝トイレ誘導・オムツ交換等の排泄介助
 - 入浴介助
 - 部分清拭(顔や手足)
 - 部分浴(手浴・足浴)
 - 移動介助
 - 食事介助

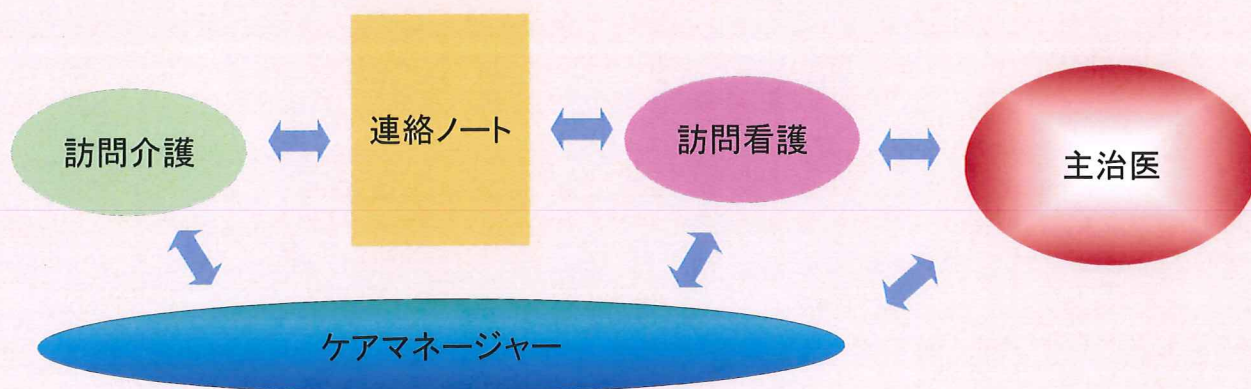
訪問介護で行える行為

- ①血圧測定(自動血圧測定器を使用)
- ②専門的な判断や技術を必要としない処置(軽い切り傷、擦り傷等のカットバン対応の物)
- ③爪切り(爪および爪周辺に異常がある場合<爪白癬>は禁止)
- ④口腔内の汚れ除去(歯ブラシや綿棒を使用・重度の歯周病は禁止)
- ⑤耳垢の除去
- ⑥市販のいちじく浣腸を用いての浣腸

★服薬管理は✕ 服薬確認はOK

訪問介護と医療連携

- 訪問看護との連携
- 医療管理が必要と判断される(ターミナル・特定疾患)方＝要介護4・5程度の重度



まとめ

- 日常生活において、生活全般を支援する為、利用者様との接点が一番多いサービスが訪問介護である
- 医療と連携する事で、より安全、安心なサービスが提供できる
- 利用者様の尊厳を重んじて、最後まで、その人らしい生活が自宅で送れるよう、他職種と蜜に連携を図り、支えていく